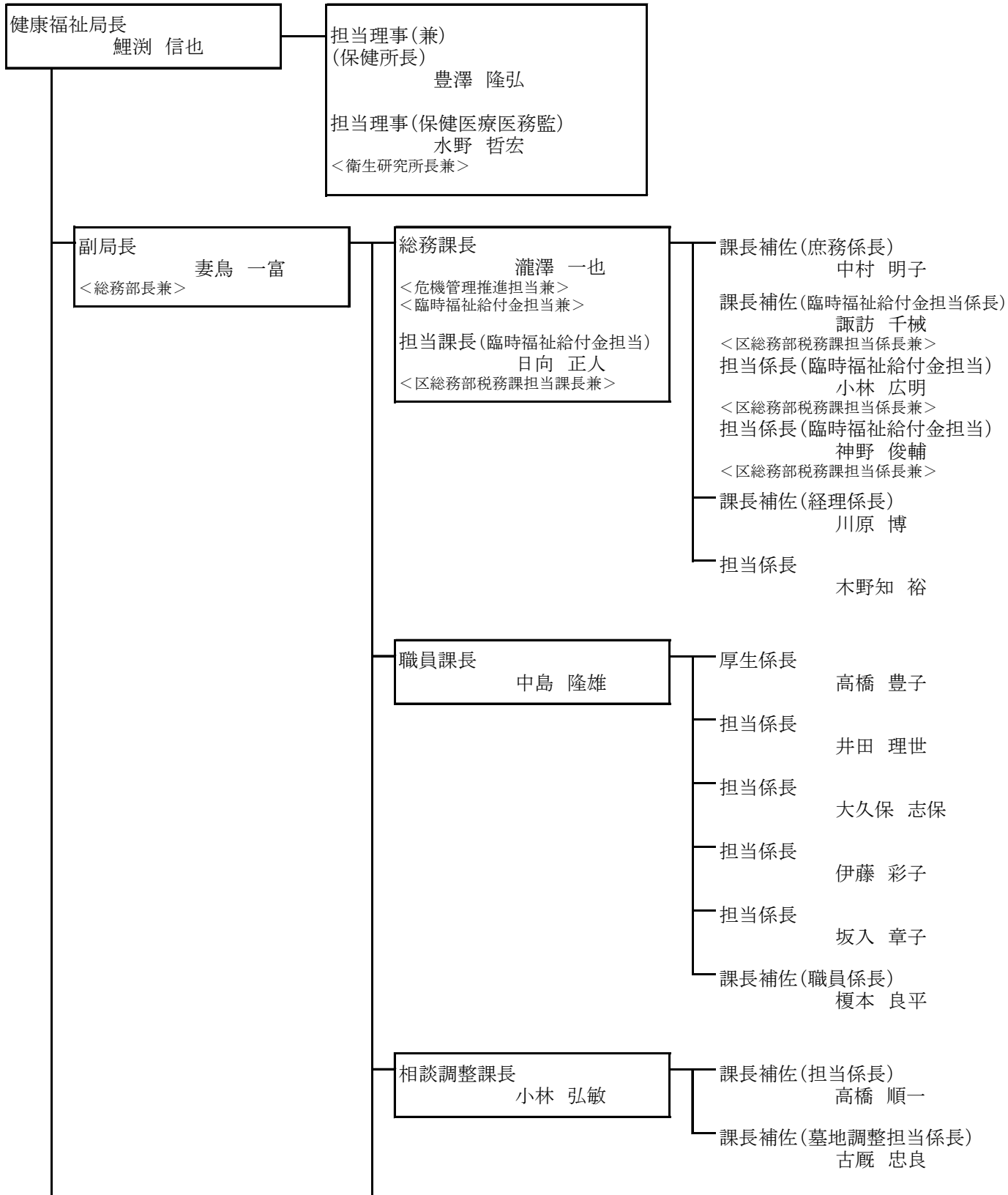


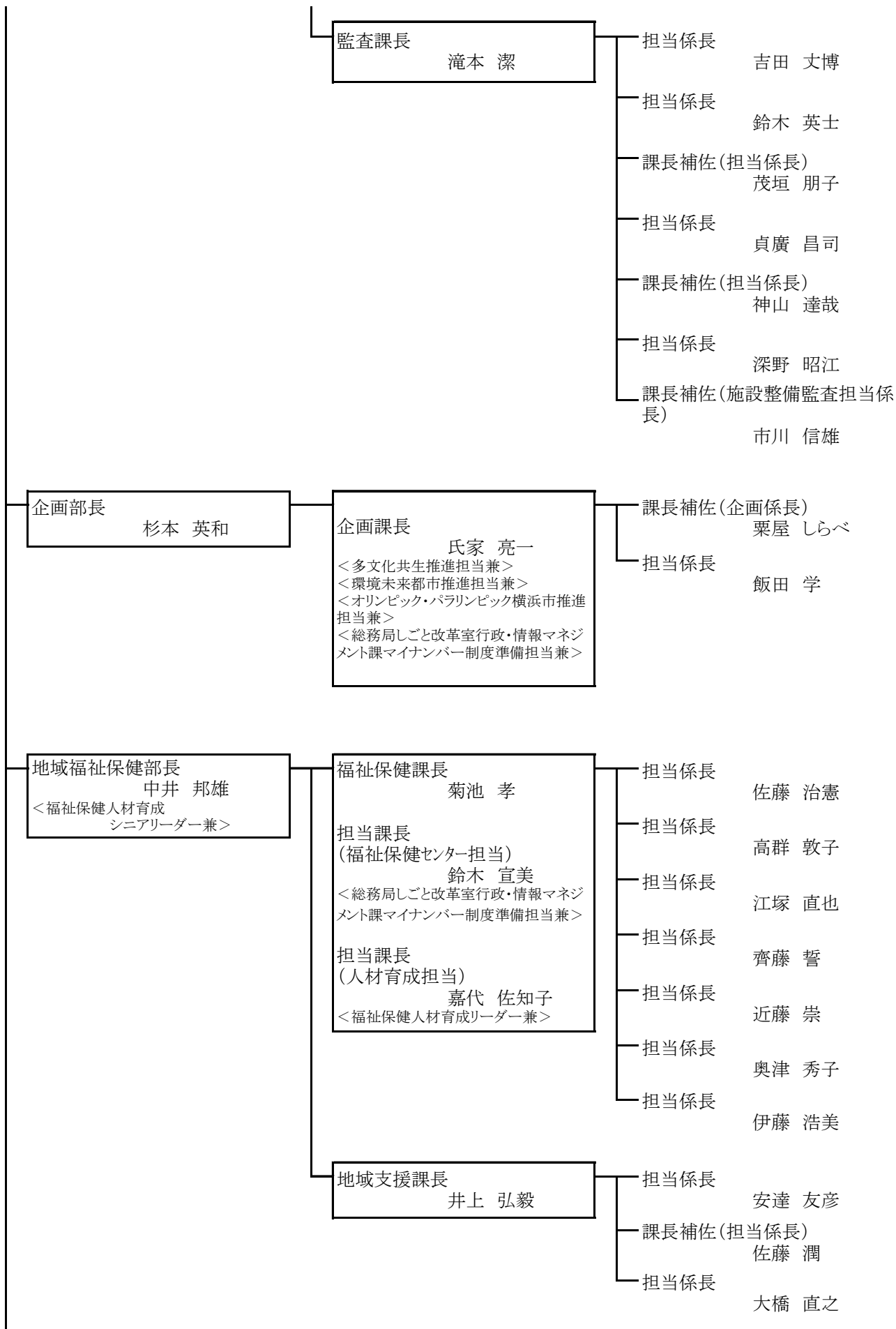
機構及び事務分掌

(平成 27 年 5 月)

健康福祉局

健康福祉局機構図(平成27年5月19日現在)





生活福祉部長
本吉 究
<保険・年金人材育成
シニアリーダー兼>

生活支援課長
霧生 哲央
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

担当課長
(指導・適正化対策担当)
大井 一広

担当課長
(援護対策担当)
小林 秀彦
<支援調整担当課長兼>

担当課長
(寿地区対策担当)
小田切 巧

事務係長
木野内 正己

担当係長
本田 敦子

課長補佐(生活支援係長)
新井 隆哲

課長補佐(生活保護指導担当係長)

岩井 一芳

課長補佐(指導・適正化対策担当)
玉川 信一

担当係長(生活困窮者支援担当)
黒田 佳和

<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)
雨堤 久美

<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(生活困窮者支援担当)
胡桃 千晶

<区福祉保健センター生活支援課生活困窮者支援担当係長兼>

担当係長(援護対策担当)
深川 愛

担当係長(援護対策担当)
山口 真

担当係長(援護対策担当)
水原 伸浩

課長補佐(寿地区対策担当)
上林 伸好

担当係長(支援調整担当)
川中 洋至

担当係長(支援調整担当)
大塚 昌宏

保険年金課長
畑岸 眞哉
<保険・年金人材育成リーダー兼>

担当課長
(収納対策担当)

松本 眞佐人
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

管理係長
服部 敦

担当係長(特定健診等担当)
栗原 明日香

担当係長(保険年金システム担当)
池田 範央

資格給付係長
藤本 弘

担当係長
木村 玲子

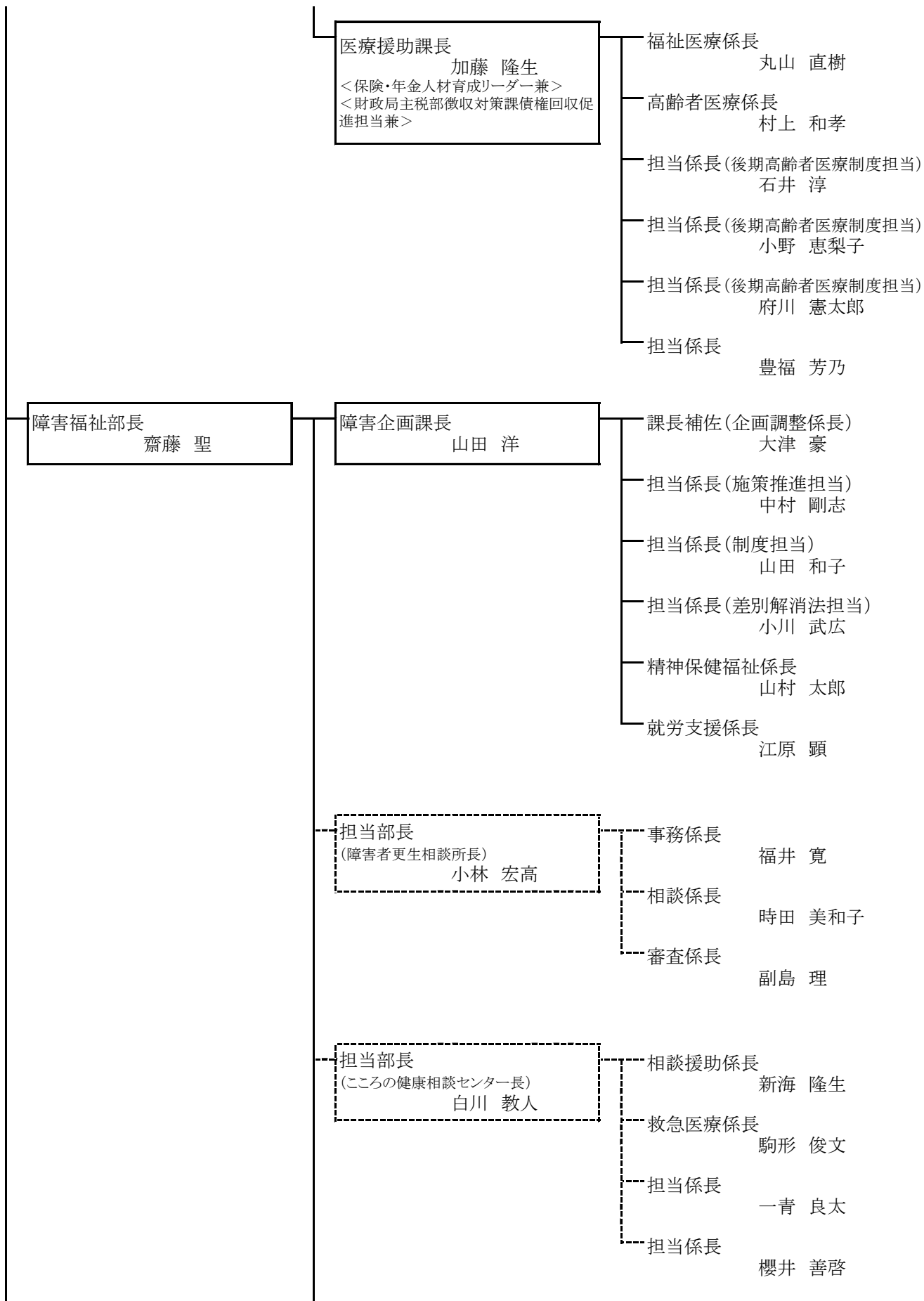
保険料係長
長澤 勘平

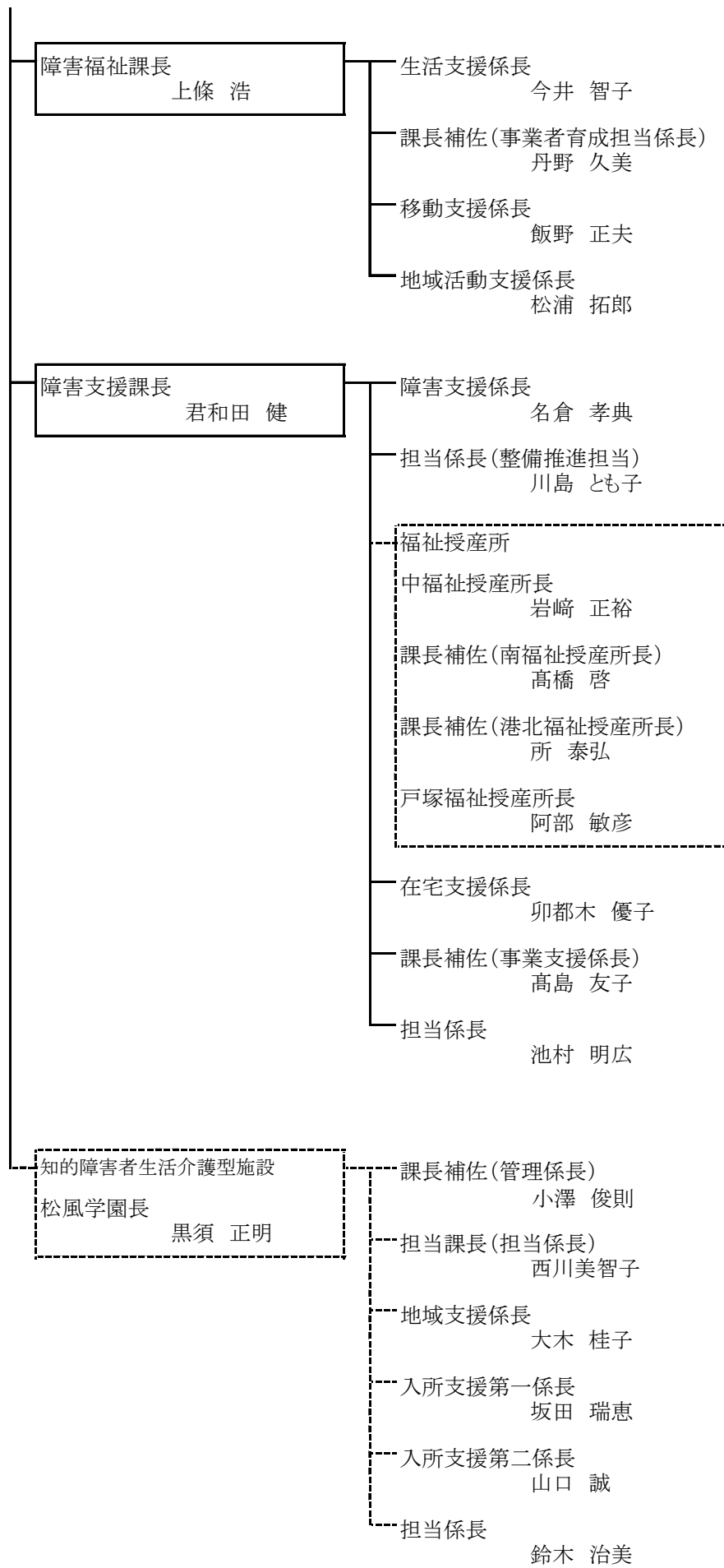
担当係長(収納対策担当)
坂本 義一

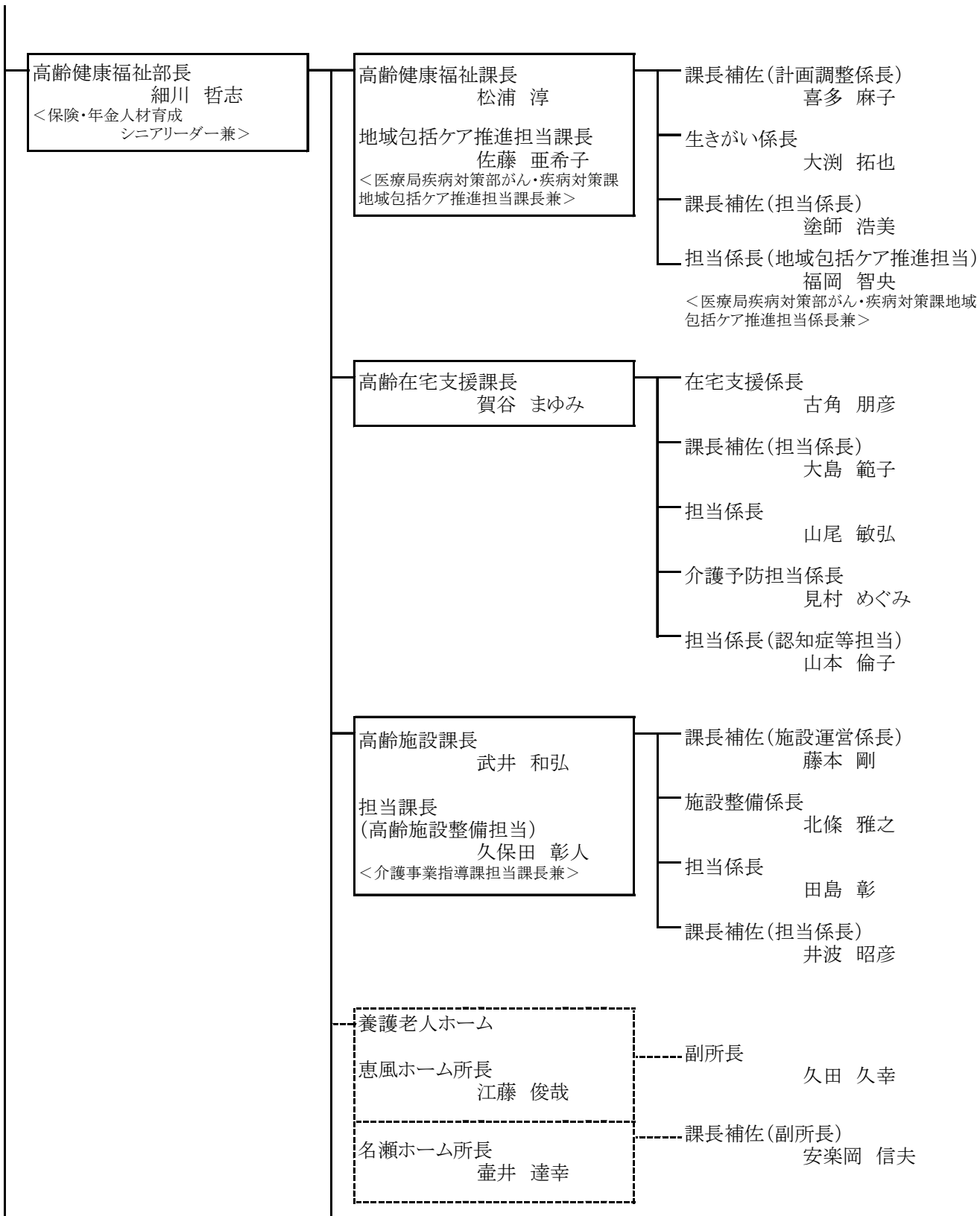
担当係長(滞納整理支援担当)
遠藤 伸哉

担当係長(滞納整理支援担当)
川井 幸生

課長補佐(国民年金係長)
長谷川 耕太







介護保険課長
佐藤 泰輔
<保険・年金人材育成リーダー兼>
<財政局主税部徴収対策課債権回収促進担当兼>

課長補佐(担当係長)
水野 直樹
課長補佐(担当係長)
相原 秀彦
課長補佐(担当係長)
佐藤 修一
担当係長
菊池 潤
担当係長
川崎 和則
担当係長
廣原 英樹

介護事業指導課長
赤澤 俊之

指導監査係長
浜田 美徳
担当係長
山口 良一郎
課長補佐(運営支援係長)
小賀野 健一
担当係長
平社 晃一
担当係長
鴨野 寿美夫

健康安全部長
田中 靖
担当部長(監視等担当)
横溝 力男
<放射線対策担当兼>
担当部長(新型インフルエンザ等対策担当)
岩田 眞美
<健康安全医務監兼>
担当部長(医務担当)
木村 博和
<健康安全課長兼>
担当部長(兼)(健康安全担当)
高野 つる代
<旭区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(健康安全担当)
富田 千秋
<金沢区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(健康安全担当)
里見 正宏
<瀬谷区福祉保健センター長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
木村 博和
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>
担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
平木 浩司
<放射線対策担当兼>
担当課長(兼)(健康安全担当)
青木 匡司
<鶴見区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長
曾我 直樹
担当係長
菅野 美穂
担当係長
市川 美貴
担当係長
近藤 雪栄
担当係長(健康危機管理担当)
中条 圭伺
課長補佐(健康危機管理担当係長)
牛頭 文雄
担当係長(健康危機管理担当)
内木 文
<放射線対策担当兼>
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
梅澤 伸宏
課長補佐(新型インフルエンザ等対策担当係長)
岩松 美樹
担当係長(兼)
東 健一
<西区福祉保健センター医務担当係長>

生活衛生課長
本間 豊
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>

課長補佐(環境指導係長)
池田 進
<健康安全課健康危機管理担当兼>
生活衛生係長
坂井 暁子
<健康安全課健康危機管理担当兼>

動物愛護センター長
森田 昌弘

運営企画係長
稲垣 崇之
担当係長
岡部 智明
課長補佐(愛護推進係長)
梅田 宏子

食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>

食品衛生係長
有竹 義男
<健康安全課健康危機管理担当兼>
食品監視係長
仙田 隆一
<健康安全課健康危機管理担当兼>
課長補佐(担当係長)
毛利 一也
<放射線対策担当兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>
担当係長
本間 士朗

医療安全課長
濱 哲夫
<放射線対策担当兼>
担当課長
北川 寛直

担当係長
富岡 幸世
課長補佐(担当係長)
古家 浩一
課長補佐(医療監視等担当係長)
石井 賢雄
担当係長(医療監視等担当)
小林 宏司
担当係長(医療監視等担当)
宮下 公一
<放射線対策担当兼>

保健事業課長
茂木 潤一

担当部長(事業推進担当課長)
秋元 政博
<特定健診等担当兼>

担当部長(保健事業課担当課長)
田中 園治
<医療局疾病対策部がん・疾病対策課
歯科医療担当課長兼>

担当課長
前中 ゆかり

担当課長(健康づくり担当)
横森 喜久美

担当課長(兼)
飯野 真理
<南区福祉保健センター医務担当課長
>

担当課長(兼)
五十嵐 吉光
<保土ヶ谷区福祉保健センター医務担
当課長>

担当課長(兼)
小野 範子
<泉区福祉保健センター医務担当課長
>

課長補佐(担当係長)
森田 英樹

担当係長
前原 幹弘

担当係長
小松 順

担当係長
稲垣 純子

担当係長
長尾 眞佐枝

担当係長
青柳 孝行
<放射線対策担当兼>

担当係長(健康づくり担当)
平林 桂

担当係長(健康づくり担当)
井上 健正

担当係長(兼)
近藤 修治
<緑区福祉保健センター医務担当係長>

環境施設課長
松永 正彦

課長補佐(施設係長)
高岡 昭人

課長補佐(墓地整備計画担当係長)
半田 恒太郎

齋場

久保山齋場長
志村 雅二
担当係長(久保山齋場担当)
吉場 和夫

南部齋場長
渡辺 洋一
担当係長(南部齋場担当)
保科 博史

北部齋場長
野村 泰弘
担当係長(北部齋場担当)
千葉 廣通

戸塚齋場長
木村 顯
担当係長(戸塚齋場担当)
内山 隆

中央卸売市場本場食品衛生検査所長
市川 英毅

担当係長 西岡 進
担当係長 池田 和規

担当部長(食肉衛生検査所長)
鳥海 正次
副所長
小須田 久

課長補佐(担当係長) 半澤 浩幸
担当係長 楠 哲也
担当係長 伊澤 三彩
担当係長 原 みゆき

<保健所職員は、下記の健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務>

保健所長 豊澤 隆弘
担当理事(保健医療医務監) 水野 哲宏

健康安全部長 田中 靖
担当部長(監視等担当) 横溝 力男
<放射線対策担当兼>
担当部長(新型インフルエンザ等対策担当) 岩田 眞美
<健康安全医務監兼>
担当部長(医務担当) 木村 博和
<健康安全課長兼>
担当部長(兼)(健康安全担当) 高野 つる代
<旭区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(健康安全担当) 富田 千秋
<金沢区福祉保健センター長>
担当部長(兼)(健康安全担当) 里見 正宏
<瀬谷区福祉保健センター長>

担当部長(健康安全課長)(兼) 木村 博和
<総務局危機管理室危機管理部危機管理課担当課長兼>
担当課長(新型インフルエンザ等対策担当) 平木 浩司
<放射線対策担当兼>
担当課長(兼)(健康安全担当) 青木 匡司
<鶴見区福祉保健センター医務担当課長>

担当係長 曾我 直樹
担当係長 菅野 美穂
担当係長 市川 美貴
担当係長 近藤 雪栄
担当係長(健康危機管理担当) 中条 圭伺
課長補佐(健康危機管理担当係長) 牛頭 文雄
担当係長(健康危機管理担当) 内木 文
<放射線対策担当兼>
担当係長(新型インフルエンザ等対策担当) 梅澤 伸宏
課長補佐(新型インフルエンザ等対策担当係長) 岩松 美樹
担当係長(兼) 東 健一
<西区福祉保健センター医務担当係長>

生活衛生課長
本間 豊
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>

課長補佐(環境指導係長)
池田 進
<健康安全課健康危機管理担当兼>
生活衛生係長
坂井 暁子
<健康安全課健康危機管理担当兼>

動物愛護センター長
森田 昌弘

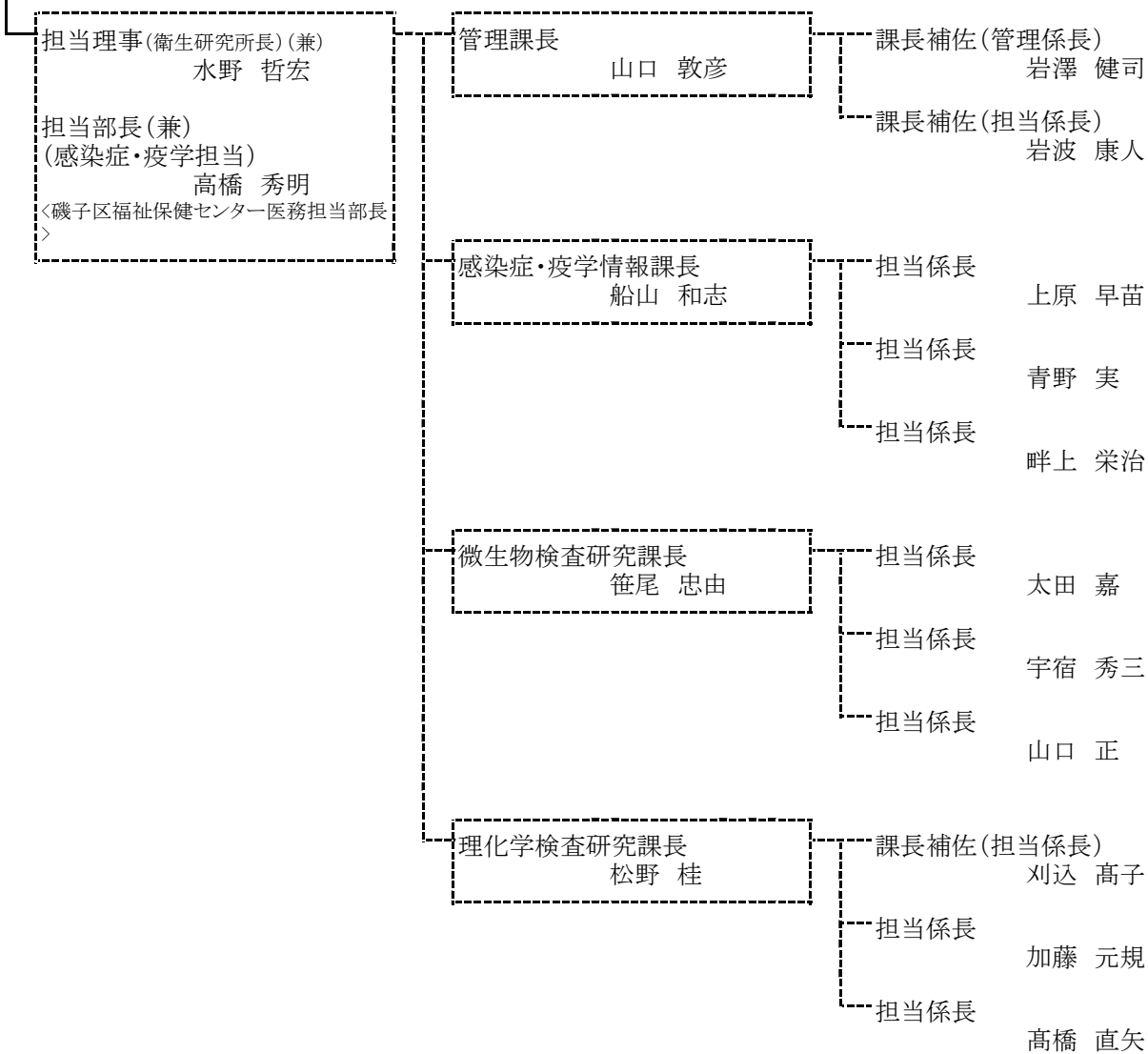
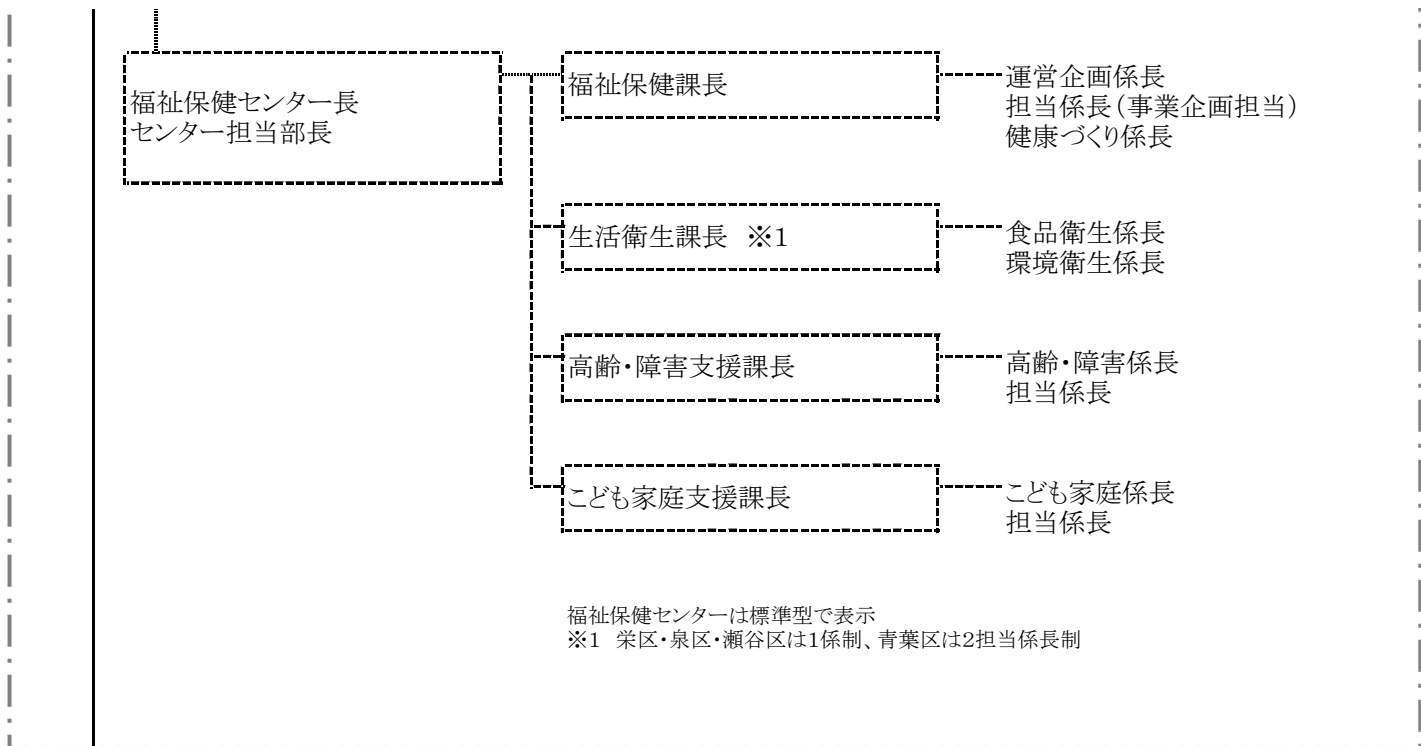
運営企画係長
稲垣 崇之
担当係長
岡部 智明
課長補佐(愛護推進係長)
梅田 宏子

食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>

食品衛生係長
有竹 義男
<健康安全課健康危機管理担当兼>
食品監視係長
仙田 隆一
<健康安全課健康危機管理担当兼>
課長補佐(担当係長)
毛利 一也
<放射線対策担当兼>
<健康安全課健康危機管理担当兼>
担当係長
本間 士朗

医療安全課長
濱 哲夫
<放射線対策担当兼>
担当課長
北川 寛直

担当係長
富岡 幸世
課長補佐(担当係長)
古家 浩一
課長補佐(医療監視等担当係長)
石井 賢雄
担当係長(医療監視等担当)
小林 宏司
担当係長(医療監視等担当)
宮下 公一
<放射線対策担当兼>



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及

- び部の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること(障害福祉部の主管に属するものを除く。)
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること(他の部の主管に属するものを除く。)
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

生活支援課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。

- (7) 市立の保護施設（授産所を除く。）の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (8) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (10) 保護統計調査に関する事。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (12) 医療券等の審査に関する事。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (14) 被保護者の就労支援に関する事。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (17) 公益財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (18) 寿地区対策に関する事。
- (19) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (20) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (21) 生活困窮者の支援に係る事務の企画、調整その他生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (22) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金（特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。）の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関する事。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関する事。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関する事。
- (2) 小児の医療費助成事業に関する事。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関する事。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関する事。
- (5) 児童の医療給付等に関する事。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関する事。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関する事。
- (8) その他医療費助成に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の現地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること（他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (15) 障害者の就業支援に関すること。
- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関すること。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (20) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する

こと。

- (11) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (12) 特別乗車券に関すること。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関すること。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (10) 自立生活アシスタントに関すること。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (4) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (5) 老人クラブに関すること。
- (6) 老人福祉センター等に関すること。
- (7) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (8) その他高齢者の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。
- (9) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着介護老人福祉施設入所者介護の拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。
- (11) よこはま多世代・地域交流型住宅等の高齢者の住居に関すること（建築局の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付等に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。

- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）。
- (6) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。）。
- (7) 動物愛護センターに関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。）。
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関すること。
- (6) 衛生研究所に関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関する事。
- (2) 医療安全情報の提供に関する事。
- (3) 医療安全研修に関する事。
- (4) その他医療安全の確保に関する事。
- (5) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく許可及び認可に関する事。

保健事業課

- (1) 保健施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 健康増進に関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (3) 栄養改善に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関する事。
- (6) 保健活動推進員に関する事。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関する事(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関する事。
- (9) その他疾病対策に関する事(他の室、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関する事。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関する事。
- (12) その他公害保健福祉に関する事。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関する事。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関する事。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関する事。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関する事。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 福祉保健センター福祉保健課の（3）及び（4）並びに福祉保健センター生活衛生課の（11）及び（16）に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則（昭和59年3月横浜市規則第11号）に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年9月横浜市規則第93号）に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号）に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成23年2月横浜市条例第5号）に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成3年12月横浜市条例第56号）に基づく公表に関すること。
- (10) 福祉保健センター生活衛生課の（1）から（8）までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例（平成22年12月横浜市条例第44号）第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録並びに鑑札及び注

射済票の交付に関する事(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(12)から(14)までに掲げる事務の統括に関する事。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関する事。
- (2) 食品等の検査に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(9)及び(10)に掲げる事務の統括に関する事。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関する事(医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可並びに福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務を除く。)
- (2) 医療施設調査規則(昭和28年厚生省令第25号)に基づく調査票等の受理及び送付に関する事。
- (3) 福祉保健センター生活衛生課の(15)に掲げる事務の統括に関する事。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関する事。
- (2) 人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)に基づく調査票の審査及び提出に関する事。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに健康安全部健康安全課の(1)及び(2)並びに福祉保健センター生活衛生課の(5)に掲げる事務を除く。)に関する事。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関する事。
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関する事。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成12年2月横浜市条例第6号)に基づく事務に関する事。
- (7) センター内他の課の主管に属しない事。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関する事。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関する事。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関する事。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する事(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、

昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。

- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、西福祉保健センター、中福祉保健センター、保土ヶ谷福祉保健センター及び都筑福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。)に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。



平 成 27 年 度

事 業 概 要

(平成 27 年 5 月)

健 康 福 祉 局

平成27年度 健康福祉局 運営方針

今日の安心、明日の安心、そして将来への安心に向けて

基本目標

- いくつになっても元気でいきいきと暮らせるように、子どもから大人まで、福祉・保健における市民生活の安心・安全の確保に向けて、市民の皆様と共に取り組みます。
- 市民の皆様が元気で活躍できるよう、健康づくりや介護予防の取組を進め、健康寿命日本一を目指します。

目標達成に向けた施策

「横浜市中期4か年計画2014～2017」に掲げる施策を進める中で、特に次の取組に重点を置き、かつ、より効果的なサービス等の提供ができるよう、人材育成に力を入れ、ノウハウ・情報を共有し、相互に連携して取り組みます。

(1)つながり支え合うまちづくりを進めるために ～地域福祉保健の推進～

- ◇ 地域福祉保健計画の推進
- ◇ 地域における見守り・孤立予防の推進
- ◇ 権利擁護の推進
- ◇ 地域ケアプラザの運営支援、整備の促進
- ◇ 区福祉保健センターの人材育成、運営支援

(3)障害者が地域で安心して暮らしていくために ～障害者施策の推進～

- ◇ 障害者プランの推進
- ◇ 障害者の就労支援施策の強化
- ◇ 障害者の移動支援施策の推進
- ◇ 後見的支援制度の拡充
- ◇ 入所施設や病院から地域生活への移行の推進

(2)高齢者が地域で自分らしく暮らし続けるために ～高齢者保健福祉の推進～

- ◇ 地域包括ケア(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)の推進
- ◇ 高齢者の社会参加の促進
- ◇ 多様な介護予防・日常生活支援サービスの構築
- ◇ 認知症支援施策の充実
- ◇ 住まいや施設の整備等の推進
- ◇ 介護人材の育成、確保

(4)安らぎのある暮らしを守るために ～生活基盤の安定と自立の支援～

- ◇ 生活保護受給者等の自立支援の推進
- ◇ 生活困窮者自立支援制度の全面的な実施
- ◇ 生活保護制度の適正な運用の推進
- ◇ 国保の安定した財政運営
- ◇ 小児医療費助成の対象拡大
- ◇ 臨時福祉給付金の確実な給付

(5)健やかでいきいきと暮らしていくために ～健康で安全・安心な暮らしの支援～

- ◇ 「健康横浜21」推進事業の展開
- ◇ よこはまウォーキングポイント事業の推進
- ◇ 個別受診勧奨等によるがん検診受診率の向上
- ◇ 感染症等を中心とした健康危機管理対策の推進
- ◇ 市民ニーズに対応した市営墓地・斎場の整備
- ◇ 医療の安全・安心の推進
- ◇ 食中毒予防等食の安全対策の推進
- ◇ 動物愛護の推進

目標達成に向けた組織運営

人材育成と チーム力の発揮

- 職員一人ひとりの意欲と能力を高めつつ、業務知識や専門技術の習得に努め、保健・医療・福祉行政を担う人材を育成します。
- 18区や関係局とも組織の縦割りを超えて連携し、「チーム横浜」として取り組みます。

協働と共創の推進

- 市民の皆様が健康に暮らす、活力ある横浜を築くため、370万市民と12万事業所が連携した都市型の健康づくり横浜モデルを創出します。
- 市民の皆様や企業、NPO法人、社会福祉法人、医療機関、関係団体など、様々な主体との協働や共創に取り組みます。

局職員が働くことに 「よろこび」と「誇り」を 感じる取組

- ワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事の進め方や時間の使い方などを見直し、休暇や男性の育児休業取得の促進、超過勤務の削減などに取り組みます。
- 活発なコミュニケーションが行われ、働きやすい職場の環境づくりを進めます。

平成27年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	増△減	増減率	備 考
7 款					
健康福祉費	313,985,361	304,454,188	9,531,173	3.1	
1 項					
社会福祉費	46,390,320	41,877,791	4,512,529	10.8	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、臨時福祉給付金給付費
2 項					
障害者福祉費	95,293,457	89,767,782	5,525,675	6.2	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	9,852,526	9,834,887	17,639	0.2	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	132,196,687	132,110,465	86,222	0.1	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	11,305,005	12,012,816	△ 707,811	△ 5.9	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	16,258,960	16,265,875	△ 6,915	△ 0.0	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,688,406	2,584,572	103,834	4.0	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	108,153,506	104,283,224	3,870,282	3.7	
1 項					
特別会計繰出金	108,153,506	104,283,224	3,870,282	3.7	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	422,138,867	408,737,412	13,401,455	3.3	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	412,025,117	369,027,886	42,997,231	11.7	
介護保険事業費会計	253,808,062	241,015,736	12,792,326	5.3	
後期高齢者医療事業費会計	67,060,723	65,836,229	1,224,494	1.9	
公害被害者救済事業費会計	58,911	37,939	20,972	55.3	
新墓園事業費会計	252,474	118,097	134,377	113.8	
特別会計計	733,205,287	676,035,887	57,169,400	8.5	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(45.0)	(42.4)
一般財源	190,155,869	173,118,951
合計	(55.0)	(57.6)
計	231,982,998	235,618,461
合計	(100)	(100)
計	422,138,867	408,737,412

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	3 地域ケアプラザ整備・運営事業
2 権利擁護事業	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	9 介護保険外サービス
5 介護保険事業	10 高齢者の社会参加促進
6 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	11 福祉人材確保事業
7 (地域支援事業) 包括的支援事業	12 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 任意事業	13 地域密着型サービス推進事業
	14 住まいや施設の整備等の推進
III 障害者施策の推進	16
・ 障害福祉主要事業の概要	20 障害者の就労支援
15 障害者の地域生活支援	21 障害者施設整備事業
16 障害者グループホーム設置運営等事業	22 重度障害者医療費助成事業
17 障害者の相談支援	23 自殺対策事業
18 居宅介護事業	24 精神科救急医療対策事業
19 障害者の移動支援	
IV 生活基盤の安定と自立の支援	24
25 生活保護・生活困窮者自立支援事業	28 小児医療費・ひとり親家庭等医療費 助成事業
26 援護対策事業	29 後期高齢者医療事業
27 臨時福祉給付金給付事業	30 国民健康保険事業
V 健康で安全・安心な暮らしの支援	28
31 370万市民の健康づくりの推進	37 放射線対策推進事業
32 がん検診事業	38 食の安全確保事業
33 予防接種事業	39 快適な生活環境の確保事業
34 感染症・食中毒対策事業等	40 動物の愛護及び保護管理事業
35 新型インフルエンザ等対策事業	41 公害健康被害者等への支援
36 医療安全の推進	42 斎場・墓地管理運営事業
・ 損失補償の設定	35
・ 外郭団体関連予算一覧	36

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等		<p>事業内容 地域住民と関係機関と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】〈拡充〉 1,995万円</p> <p>誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。 あわせて、全区の第3期計画（計画期間28～32年度）の策定を支援します。</p> <p>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,477万円</p> <p>在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるようにします。 また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を行います。</p> <p>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業【中期】 2,703万円</p> <p>地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。あわせて、モデル事業として、要援護者が多く共助が困難な地区等を対象に、個別訪問による実態把握や相談支援を実施するとともに、必要な支援策の検討を行います。</p> <p>4 地域福祉・交流拠点整備事業 6,057万円</p> <p>身近な地域に、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。 工事費等補助：上限3,000万円 2か所</p> <p>5 災害時要援護者支援事業【中期】 2,720万円</p> <p>災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「同意方式」及び「情報共有方式」による災害時要援護者名簿の提供をはじめ、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。</p> <p>6 地域福祉保健関係職員人材育成事業 437万円</p> <p>(1) 平成25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修・専門職研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p>
本 年 度	1 億5,389万円		
前 年 度	1 億5,157万円		
差 引	232万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億437万円	
	県	—	
	その他	387万円	
	市 費	4,565万円	

2	権 利 擁 護 事 業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
本 年 度	4 億330万円		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 【中期】〈拡充〉 2 億5,357万円 権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。 また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。 相談件数や契約件数の増加に伴い、体制を強化するとともに、市内の社会福祉法人等による法人後見実施に向けた支援を行います。
前 年 度	3 億7,951万円		
差 引	2,379万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億9,274万円	
	県	1,738万円	
	その他	2,111万円	
	市 費	1 億7,207万円	
3 成年後見制度利用促進事業 1,154万円			2 成年後見制度利用支援事業 7,820万円 制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。 申立て費用については、区長が申立てを行った人のみを対象としています。
(1) 成年後見サポートネット 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や情報交換を行い適切な制度活用と連携を促進します。 また、市民後見人の活動支援の一つとして、市内全域において新たに市民後見人の支援を行う機能を追加するとともに、ネットワークを強化し、重層的な権利擁護体制を構築します。			
(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。			
4 市民後見人養成・活動支援事業【中期】〈拡充〉 5,999万円			
(1) 第2期市民後見人養成課程の実施 全区を対象として、平成26年12月より開始した実務実習を平成27年6月まで実施します。また、7月以降は市内全域での市民後見人候補者の活動支援及び受任者支援を行います。			
(2) 市民後見人活動支援の体制の構築 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人の活動支援の実施と安定的な支援体制を全市で構築します。			

3	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。			
本 年 度	34億3,568万円		1 整備事業【中期】 4億8,794万円 建設等4か所（前年度6か所）			
前 年 度	35億4,900万円		(1) 建設等 3か所 (着工 2か所 [日限山] [すすき野] (仮称) 床取得 1か所 [二俣川] (仮称))			
差 引	△1億1,332万円		(2) 設計等 1か所 [深谷] (仮称)			
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1億161万円	2 運営事業【中期】 29億4,774万円			
	県	109万円	(1) 地域ケアプラザの運営（133か所） 地域における身近な福祉保健の拠点として、次の事業を実施します。			
	その他	4億566万円	ア 身近な相談機能（障害・子育て等） イ 地域包括支援センター（高齢） ウ 地域活動交流 エ 通所介護（デイサービス） オ 居宅介護支援			
	市 費	29億2,732万円	(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等 効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。 ア 施設運営指導 イ 指定管理者選定 ウ 特別避難場所応急備蓄物資整備 (3) 地域福祉コーディネーターの養成 (4) 地域ケアプラザ借地料等			
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。 (P.11の7参照)						
[建設等4か所]						
	所在区	名称	事業内容等	しゅん工予定	開所予定	
継続	新規建設	1 港南区	日限山	着工	27年度	28年度
		2 青葉区	すすき野(仮称)	着工 建設費（28年度）に係る 債務負担行為の設定	28年度	28年度
	継続設計	3 戸塚区	深谷(仮称)	実施設計 建設費（28～29年度） に係る債務負担行為の設定	29年度	29年度
		再開発 ビル 床取得	4 旭区	二俣川(仮称)	床取得費（27年度分）	29年度
床取得費（28～29年度） に係る債務負担行為の設定						
※日限山の26年度整備費予算については、入札不調により繰越明許設定						

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本 年 度	3,368万円		1 福祉のまちづくり条例推進事業 502万円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 次期「横浜市福祉のまちづくり推進指針」（平成28～32年度）を策定します。 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 推進会議の下部組織である小委員会を開催し、福祉のまちづくりの具体的な取組について検討します。 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前 年 度	3,200万円		
差 引	168万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5万円	
	市 費	3,363万円	
			2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業【中期】 2,866万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 52台



II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9ページ：5番）2,394億9,256万円

在宅(居宅)サービス 1,292億205万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス 251億4,180万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 111億39万円

施設サービス(介護保険3施設) 715億6,023万円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 135億8,848万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業(10~11ページ) 57億7,176万円

介護予防・日常生活支援 総合事業 10億1,838万円 (10ページ：6番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・よこはまシニアボランティア
ポイント事業(よこはま健康
スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービ
ス事業

包括的支援事業 36億5,940万円 (11ページ：7番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・認知症初期集中支援等推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・在宅医療連携推進事業
(医療局予算(2億9,115万円))

任意事業 10億9,398万円 (12ページ：8番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙お
むつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事
業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・訪問指導事業
- ・地域で支える介護者支援事業(認知症
支援事業及び在宅高齢者虐待防止事
業)

3 その他事務費 88億3,489万円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス(12ページ：9番) 11億501万円

- ・認知症支援事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・中途障害者支援事業
- ・医療対応促進助成事業 等

5 低所得者の利用者負担助成事業(14ページ：12番) 1億859万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

介
護
保
険
事
業
費
会
計

一
般
会
計

5	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第6期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。
本 年 度	2,540億9,921万円		1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約86万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約129万人
前 年 度	2,410億1,574万円		2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約15万2千人
差 引	130億8,347万円		3 保険給付 保険給付費 2,394億9,256万円 (1) 在宅介護サービス給付費 1,292億205万円 (2) 地域密着型サービス給付費 251億4,180万円 (3) 施設介護サービス給付費 715億6,023万円 (4) 高額介護サービス費等 135億8,848万円
本年度の財源内訳	国	518億6,890万円	4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,990円(27～29年度) (24～26年度5,000円) (2) 保険料軽減措置 ア 低所得者の保険料軽減 消費税による公費を投入し、第1段階、第2段階の負担割合0.45について0.05軽減を行います。 イ 低所得者減免 ウ 住宅譲渡所得減免
	県	357億8,255万円	
	第1号保険料	616億4,678万円	
	第2号保険料	673億2,486万円	
	その他	7億8,253万円	
	市費	366億9,359万円	

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	0.40 (※0.45)	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者		28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第2段階	0.40 (※0.45)	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者)	43,120円(月3,590円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者)	46,720円(月3,890円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者)	64,690円(月5,390円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者)	71,880円(月5,990円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額160万円未満の者)	79,060円(月6,580円)
第8段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者)	91,280円(月7,600円)
第9段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者)	111,410円(月9,280円)
第10段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者)	121,470円(月10,120円)
第11段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者)	140,880円(月11,740円)
第12段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者)	163,880円(月13,650円)
第13段階	2.6		(合計所得金額1,000万円以上の者)	186,880円(月15,570円)

※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、保険料年額(月額)

6	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活 支援総合事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、全ての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業を実施します。 1 地域づくり型介護予防事業【中期】 8,104万円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を、区及び地域包括支援センターが行います。 ア 介護予防普及啓発 イ 地域介護予防活動支援 (2) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)を支援します。 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業〈新規〉 地域においてリハビリテーション専門職の知識や技能を活かした活動を推進することで、介護予防の取組を強化します。 2 介護予防推進事業 7,069万円 介護予防事業を効果的に推進するために、事業対象者の把握・管理、外部委員による事業評価等を行います。
	本年度	10億1,838万円	
	前年度	3億7,334万円	
	差引	6億4,504万円	
本年度の 財源内訳	国	2億1,746万円	
	県	1億1,917万円	
	第1号 保険料	2億3,062万円	
	第2号 保険料	2億6,694万円	
	その他	28万円	
	市費	1億8,391万円	
3 訪問型介護予防事業 472万円 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。			
4 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】 6,193万円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。 対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設、病院及び障害者支援施設でのボランティア活動です。 (登録者数：12,100人 登録施設数：425施設)			
5 介護予防・生活支援サービス事業〈新規〉 8億円 保険の給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、28年1月から地域支援事業に移行します。移行当初は、従来の予防給付と同等のサービスを提供し、29年度の本格実施に向けて、介護サービスが効果的に提供できるよう課題の整理・検討を行います。			

7	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※5「介護保険事業」の再掲	
本 年 度	36億5,940万円	
前 年 度	33億1,277万円	
差 引	3億4,663万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	14億2,728万円
	県	7億1,354万円
	第1号 保険料等	8億504万円
	市 費	7億1,354万円

※医療局予算

(2億9,115万円)を含みます。

事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。

また、在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化、認知症の早期診断・早期対応に向けた整備と地域資源を生かした多様なサービスの充実を図る体制づくりを行います。

1 地域包括支援センター運営費【中期】

(27年度末設置数 138か所) **33億2,918万円**

保健師、社会福祉士などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。

- (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
- (2) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援
- (3) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント

2 ケアマネジメント推進事業

411万円

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

3 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈新規〉

1,618万円

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を2区に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。

医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。

4 生活支援体制整備事業〈新規〉

1,878万円

介護保険制度改正に伴う、住民主体による生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るため、次の事項に取り組みます。

- (1) NPO、ボランティア団体、行政職員等からなる研究会を立ち上げ、多様な団体が多様なサービスを提供する体制づくりや住民が担い手となる環境づくりを推進するための方法、介護保険制度改正によって設置が義務付けられた「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」のあり方等について、検討します。
- (2) 要支援者等の生活支援ニーズを整理し、現行の地域資源の実態の調査・分析を詳細に行い、新しい制度における地域活動団体への支援方法等を検討します。
- (3) 28年度の生活支援コーディネーターの配置に向け、研修を開催します。

8	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※5「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や、紙おむつの給付等を実施します。あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。 1 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 2億5,405万円 要介護者に、紙おむつを給付します。 2 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 3億6,206万円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。 3 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+生活あんしんサポート) 9,028万円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への生活支援を行います。 4 地域で支える介護者支援事業【中期】〈拡充〉 2,070万円 認知症理解や高齢者虐待防止の普及啓発を進め、介護者支援と地域の支え合いの意識向上を図るとともに症状に対応したサービス等を明示した「認知症ケアパス」(冊子)を新たに作成し、支援に活用します。 5 介護給付費適正化事業 3,858万円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。
本年度	10億9,398万円		
前年度	10億9,754万円		
差 引	△ 356万円		
本年度の財源内訳	国	3億9,908万円	
	県	1億9,946万円	
	第1号保険料等	2億3,166万円	
	市費	2億6,378万円	

9	介護保険外サービス		事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。 1 認知症支援事業【中期】 5,210万円 保健福祉相談の実施や認知症コールセンターの運営緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。 また、市大附属病院等に設置されている認知症疾患医療センターを中心に認知症医療体制の充実を図るとともに、医療と介護の連携を推進します。 2 ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 2,354万円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与します。 3 中途障害者支援事業 4億675万円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。 4 医療対応促進助成事業【中期】 2億7,708万円 特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受け入れが多い施設へ助成を行います。
本年度	11億501万円		
前年度	12億1,166万円		
差 引	△ 1億665万円		
本年度の財源内訳	国	6,544万円	
	県	2,458万円	
	その他	1万円	
	市費	10億1,498万円	

10	高齢者の社会参加促進	事業内容 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。	
本年度	111億7,290万円	1 敬老特別乗車証交付事業 107億8,699万円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (積算人数：364,569人)	
前年度	111億6,833万円	2 老人クラブ助成事業【中期】 3億807万円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 (クラブ数：1,820クラブ 会員数：120,000人)	
差引	457万円	3 高齢者のための優待施設利用促進事業 2,467万円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。 (協賛店数：2,250店舗)	
本年度の財源内訳	国	1億2,726万円	4 いきいきシニア地域貢献モデル事業【中期】 1,744万円 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みを作るため、金沢区内で市内1か所目の相談窓口『生きがい就労支援スポット』をモデル運営し、就労先の開拓や社会参加を促す取組などを実施しながら地域のニーズを十分に踏まえ、今後の事業展開などを検証していきます。
	県	—	
	その他	18億960万円	
	市費	92億3,604万円	

11	福祉人材確保事業	事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。	
本年度	1億1,548万円	1 福祉人材の就業支援【中期】 1,864万円 (1) 介護職場への就業支援事業 主に50歳代・60歳代の方を対象とした介護資格取得及び市内介護事業所等への就職の支援や、インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報を提供し、就業者数の増加を図ります。	
前年度	5,648万円	(2) 将来の介護人材育成確保事業 市内高校生向けの介護施設等でのインターンシップを実施します。	
差引	5,900万円	(3) 介護職員定着支援事業〈新規〉 介護職員の質の向上とキャリアパスを支援する研修を実施します。	
本年度の財源内訳	国	—	2 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業【中期】 4,982万円 市内介護事業所等での就業機会の確保及び介護資格取得支援を委託により実施し、雇用創出を図ります。
	県	6,572万円	
	—	—	
	市費	4,976万円	
		3 海外からの介護福祉人材就労支援事業【中期】 4,702万円 経済連携協定に基づき来日した介護福祉士候補者の就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得支援を行います。	

12	低所得者の利用者負担助成事業	事業内容 低所得で利用料負担が困難な方に助成を行います。 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,955万円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。 助成予定対象者数 1,000人 うち生活保護対象者 170人 2 介護サービス自己負担助成 8,904万円 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、対象者の収入等に応じて、利用者負担の一部を本市が独自に助成します。 助成の種類（助成予定対象者数） (1) 在宅サービス助成 (1,500人) (2) グループホーム助成 (80人) (3) 施設居住費助成 (50人)	
本 年 度	1億859万円		
前 年 度	1億128万円		
差 引	731万円		
本年度の財源内訳	国	985万円	
	県	1,959万円	
	第1号保険料	556万円	
	市 費	7,359万円	

13	地域密着型サービス推進事業	事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。 1 地域密着型サービス事業所運営推進事業【中期】 事業者の質の確保及び向上を図るための運営支援 1,121万円 2 地域密着型サービス事業所補助事業【中期】 2億5,325万円 (1) 運営費等補助 6か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所転換推進費補助〈新規〉 5か所 (3) 開設経費補助 31か所 3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】 4億7,670万円 (1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 14か所 (2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 2か所 4 認知症高齢者グループホーム整備及び消防用設備設置等事業 4億8,141万円 (1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 12か所 (2) 消防用設備設置費等補助 57か所	
本 年 度	12億2,257万円		
前 年 度	14億1,918万円		
差 引	△1億9,661円		
本年度の財源内訳	国	1億4,766円	
	県	10億3,940万円	
		—	
	市 費	3,551万円	

14	住まいや施設の整備等の推進		事業内容 高齢者福祉の充実を図るため、必要な施設等の整備及び情報提供を行います。					
本 年 度	50億7,944万円		1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】〈拡充〉 35億1,256万円 要介護3以上の方が概ね12か月以内に特別養護老人ホームに入所できるよう、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 また、実勢価格を反映した補助単価の引き上げを行います。27年度新規募集分からは償還金助成制度を見直し、わかりやすい制度にします。 (1) 継続 299床 (前年度 240床) (2) 新規 220床 (前年度 299床) 計 519床 (前年度 539床) 整備数累計 27年度末 14,819床					
前 年 度	19億390万円							
差 引	31億7,554万円							
本年度の財源内訳	国	3億2,435万円	施設名(仮称) (建設地)		建設運営法人 (社会福祉法人)	定員		
	県	—	継続 しゅん工 予定	H27 上菅田ホーム (保土ヶ谷区上菅田町)	横浜社会福祉協会	特養	ショート	デイ
	その他	3,956万円		ラスール金沢文庫 (金沢区大川)	こせい 湖星会	100	20	
	市 費	47億1,553万円		2か所 299床		299	40	
			新規 しゅん工 予定	H28 ニューバードししがや (鶴見区獅子ヶ谷)	近代老人福祉協会	80	20	
				笹の風 (港南区笹下)	寿楽園	140	20	○
				2か所 220床		220	40	
			特養建設費補助 4か所 519床		519	80		
			2 養護老人ホーム整備事業 老朽化等の課題に対応するため、公立養護老人ホーム(名瀬ホーム、恵風ホーム)の代替施設について、民設民営による整備を進めます。 野庭ホーム(仮称)の整備については、27年度にしゅん工、開所予定です。また、新名瀬ホーム(仮称)の整備については、事業者選定及び設計着手を行います。		12億1,835万円			
施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員	開所予定	H27年度事業スケジュール				
野庭ホーム (港南区野庭町)	神奈川県匡済会 <small>きょうさい</small>	120	H28年2月	しゅん工、開所(28年2月予定)				
新名瀬ホーム (戸塚区名瀬町)	未定	120	H29年度末	解体設計(名瀬ホーム)、 事業者選定、基本設計				
3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】〈拡充〉 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付を継続するとともに、新たに高齢者の施設や住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談、情報提供を行うことにより、高齢者の施設や住まい選びを支援する「高齢者施設・住まいの相談センター(平成27年5月開所)」に対し、運営費を補助します。			1,500万円					
4 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】 高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、生活支援機能など必要な機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。			859万円					

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要15】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【事業概要15】
	地域活動支援センター障害者地域作業所型等運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター障害者地域作業所型等に対して助成を行います。【事業概要15】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【事業概要15】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【事業概要16】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要17】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要18, 19】
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。	
障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要17】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要20】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要22】
	自殺対策事業	地域自殺対策情報センターや区局による自殺対策を強化するとともに、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【事業概要23】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協働体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要24】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。	

15	障害者の地域生活支援		事業内容 在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。
本年度	121億5,846万円		1 後見的支援推進事業【中期】〈拡充〉 あんしん 4億5,907万円 地域の人や福祉従事者等が障害のある人の地域生活を見守る仕組みを、地域をよく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。 新規2区開始 累計16区
前年度	120億3,707万円		
差引	1億2,139万円		
本年度の財源内訳	国	34億8,114万円	
	県	17億4,057万円	2 多機能型拠点の運営 あんしん 1億2,699万円 重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を2か所運営します。
	その他	6万円	
	市費	69億3,669万円	
			3 障害者地域活動ホーム運営事業 57億8,837万円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 18か所 (2) 機能強化型 23か所
			4 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 8億7,124万円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センター18か所の運営費を助成します。
			5 地域活動支援センター障害者地域作業所型等運営事業 あんしん 46億1,394万円 (1) 地域活動支援センター障害者地域作業所型等 地域活動支援センター障害者地域作業所型等に対し、運営費、借地・借家費等を助成します。(年度末設置見込み数) 身体・知的 102か所、精神 69か所(うち新規 身体・知的 2か所、精神 2か所) (2) 法定事業移行支援 地域活動支援センター障害者地域作業所型等から、障害福祉サービス事業へ移行する事業所に対し、移行支援補助金や借地・借家費等を助成します。
			6 障害者自立生活アシスタント事業〈拡充〉 あんしん 2億9,885万円 地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員(自立生活アシスタント)による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 新規1か所開始 累計39か所
※			あんしん が付いている事業は「将来にわたるあんしん施策」を含む事業を示します。

16	障害者グループホーム設置運営等事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 また、さまざまなニーズに応える住まいの構築に向け、多様な居住支援の方法について、検討を進めていきます。
本年度	116億3,428万円		1 設置費補助 2億550万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所 (うち7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 移転 8か所
前年度	94億2,900万円		
差引	22億528万円		
本年度の財源内訳	国	43億9,134万円	2 運営費補助等 110億146万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 698か所(A型8、B型690)うち新規47か所 (1) 運営基本費(国基準+加算) ア 基本費 イ 夜間支援体制加算 (2) 家賃補助(月額家賃1/2) (3) 設立等支援事業 (4) 法定事業移行支援
	県	20億6,716万円	
	その他	300万円	
	市費	51億7,278万円	
3 スプリンクラー設置費補助 3億6,804万円 平成27年4月より義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (1) 新設・移転グループホームにおけるスプリンクラー設置〈新規〉 (B型23ホーム) (2) 既設グループホームにおけるスプリンクラー設置 (A型1ホーム、B型84ホーム)			
4 実地指導強化事業 173万円 グループホーム運営法人に対する経理面の調査機能強化により、運営状況や補助金の使用について、効果的な指導を行います。			
5 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 高齢化対応グループホーム事業をモデル実施し、重度化対応グループホーム事業を継続実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。			
6 住まいのあり方検討事業〈新規〉 62万円 行動障害のある方の住まいのあり方を始め、障害児・者の住まい全体の効果的な仕組みについて、調査・研究を行います。 また、それらの情報を基に、住まいのあり方について、当事者や家族も含めて検討する場を設置し、障害児・者が安心して地域で生活できる仕組みの構築を検討します。			

17	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業 5億557万円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 3億4,646万円 指定特定相談支援事業所が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 なお、27年4月以降は、障害福祉サービスを利用する全ての方にサービス等利用計画が必要となります。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 651万円 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。
本年度		8億5,854万円	
前年度		5億9,414万円	
差引		2億6,440万円	
本年度の 財源内訳	国	2億5,536万円	
	県	1億2,768万円	
	その他	—	
	市費	4億7,550万円	

18	居宅介護事業		事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。 1 障害者ホームヘルプ事業 93億4,331万円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,333,612時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億455万円 (1) 対象者 単独で外出が困難な知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の肢体不自由児・者等 (2) 総利用時間見込 668,820時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修
本年度		110億4,786万円	
前年度		108億7,987万円	
差引		1億6,799万円	
本年度の 財源内訳	国	41億1,513万円	
	県	20億5,946万円	
	その他	204万円	
	市費	48億7,123万円	

19	障 害 者 の 移 動 支 援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
	本 年 度	52億9,369万円	1 特別乗車券交付事業 25億6,741万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シー サイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円） 2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億6,775万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福 祉タクシー利用券を交付します。 （1）助成額 1枚500円 （2）交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚 3 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億455万円 〈19ページの18の2の再掲〉 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害 児・者等が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 （1）日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 （2）通学・通所支援 （3）ガイドヘルパー等の研修受講料助成 等 4 ガイドボランティア事業 あんしん 7,114万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボラ ンティアが付き添い等を行います。 （1）日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 （2）通学・通所への支援、通学の見守り支援 （3）ガイドボランティア研修の実施 5 移動情報センター運営等事業 【中期】〈拡充〉 あんしん 7,897万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、ガイドボ ランティア等の発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。また、29年度までに 市内のどの地域でも移動の支援を効果的に利用できるよう、全区での窓口開設を目指し 、順次拡大を図ります。 新規3区開設予定 累計12区 6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 192万円 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー（福祉車両）を導入する際の費用の 一部を助成します。 7 ハンディキャブ事業 6,571万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両 の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台） 8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億1,814万円 施設等に通所の身体・知的・精神障害児・者及び介助者へ通所の交通費を助成します。 9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,810万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が 使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。
	前 年 度	51億2,453万円	
	差 引	1億6,916万円	
本年度の 財源内訳	国	8億5,320万円	
	県	4億2,850万円	
	その他	5,993万円	
	市 費	39億5,206万円	

20	障 害 者 の 支 援		事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民に最も身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を障害者と企業の双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。
本 年 度	3 億3, 447万円		1 障害者就労支援センター運営事業 【中期】〈拡充〉 3 億179万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、増加する就労支援ニーズに対応するため、就労支援センターの体制強化を図ります。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所
前 年 度	3 億 489万円		
差 引	2, 958万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	15万円	
	市 費	3 億3, 432万円	
3 障害者雇用の理解促進及び就労支援ネットワークの構築 491万円			2 よこはま障害者共同受注総合センターの運営 【中期】〈新規〉 1, 797万円 市内障害者施設等に対応可能な作業内容などの受注に関する情報を集約し、企業等から障害者施設への受注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行うセンターを運営します。 (平成27年4月開所)
(1) 啓発事業 企業向けのセミナーや障害者等を対象としたシンポジウムの開催及び障害者施設等職員を対象とした企業研修を実施するなど、障害者雇用の啓発を進めていきます。			
(2) 福祉と企業をつなぐ人材の確保 地域における就労支援機関・障害者施設・教育機関・労働行政・企業等とのネットワーク形成を行います。			
(3) 障害者雇用事例紹介 障害者雇用において、働きやすい職場環境づくりや独自の工夫をしている企業等の取り組みをWEBページ等で広く紹介することで、企業や社会全体における障害者雇用への理解を進めます。			
4 障害者雇用事業 306万円			3 障害者雇用の理解促進及び就労支援ネットワークの構築 491万円
精神障害者等の雇用により、事務分野での雇用拡大に向けた検証を行い、本市における障害者雇用の理解促進及び全庁的な雇用制度の検討を行います。			
5 ふれあいショップ事業 674万円			4 障害者雇用事業 306万円
障害者の就労の場の確保と市民への障害者理解を広めるため、公共施設内で飲食物の提供及び障害者施設等の自主製品を販売する店舗「ふれあいショップ」を運営するとともに、店舗での雇用を通じた就労訓練により、企業等への一般就労を促進します。 ・ふれあいショップ 市内11か所			

21	障害者施設整備事業	事業内容 1 障害者施設整備事業〈拡充〉 13億1,297万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため、必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。 なお、実勢価格を反映した補助単価の引き上げを行います。27年度新規募集分からは償還金助成制度を見直し、わかりやすい制度にします。 (1) 障害者施設整備（実施設計・建設） 1か所 ・多機能型拠点（瀬谷区） あんしん 実施設計…27年度完了予定 建設…27年度着手、28年度完了予定 (2) 障害者施設耐震対策（建設） 2か所 ・保土ヶ谷区、旭区…28年度完了予定	
本年度	14億1,983万円		
前年度	24億5,140万円		
差引	△10億3,157万円		
本年度の財源内訳	国	5,486万円	2 障害者地域活動ホーム整備事業 1億686万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
	県	—	
	その他	17万円	
	市費	13億6,480万円	

22	重度障害者医療費助成事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 104億4,433万円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 15,196人 イ 国民健康保険加入者 18,621人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 21,897人 計 55,714人	
本年度	155億8,326万円		
前年度	157億7,590万円		
差引	△1億9,264万円		
本年度の財源内訳	国	25億6,735万円	2 更生医療給付事業 51億3,893万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,877人
	県	45億3,096万円	
	その他	25億4,869万円	
	市費	59億3,626万円	

23	自殺対策事業	事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 【中期】 1 地域連携 1,678万円 (1) 講演会の開催、パンフレット等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。 (3) 区局による推進 地域特性に合わせた区の実施を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因に対応するため、全庁的な取組を推進します。 2 地域自殺対策情報センター運営 1,151万円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 3 自死遺族支援等 726万円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。	
本 年 度		3,555万円	
前 年 度		4,195万円	
差 引		△640万円	
本年度の財源内訳	国	619万円	
	県	2,000万円	
	その他	4万円	
	市 費	932万円	

24	精神科救急医療対策事業	事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億7,022万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。 (1) 精神科救急医療の受入体制〈拡充〉 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 また、新たに夕方から夜間にかけて受入病院を確保し、体制を強化します。(平日週2回) (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。	
本 年 度		2億7,391万円	
前 年 度		2億6,879万円	
差 引		512万円	
本年度の財源内訳	国	3,808万円	
	県	—	
	その他	22万円	
	市 費	2億3,561万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

25	生活保護・生活困窮者自立支援事業		事業内容 本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組や適切な実施を着実にを行うとともに、27年度から施行された生活困窮者自立支援制度との一体的な実施を進めていきます。
本 年 度	1,302億8,950万円		1 生活保護費（法定分） 1,281億9,250万円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。 (1) 被保護世帯 52,840世帯（26年10月 52,525世帯） (2) 被保護人員 71,022人（26年10月 70,852人）
前 年 度	1,301億4,364万円		
差 引	1億4,586万円		
本年度の財源内訳	国	949億1,907万円	2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】 4億6,019万円 (1) 就労支援事業 ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促します。 ・就労支援専門員配置数 67人（前年度67人） イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区保護課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。 (2) 就労準備支援事業 すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。 (3) ハローワークと連携した一体的な就労支援 被保護者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。 ・新規 5区（合計18区） (4) 教育支援専門員の配置 被保護世帯の子どもとその養育者に対する高校進学等の支援を実施します。 (5) 年金相談事業等 被保護者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行います。
	県	2,521万円	
	その他	41億6,201万円	
	市 費	311億8,321万円	
3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 4億5,160万円 27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階から自立に向けた包括的な相談支援を実施します。 ・全区で実施（前年度 モデル1区）			
(1) 自立相談支援事業 各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労支援などを行います。			
(2) 住居確保給付金の支給 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給します。			
(3) 就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等 相談者の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。			

26	援護対策事業		事業内容 寿地区住民、一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、支援を行います。また、中国残留邦人等に対し、支援給付等の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度	18億7,635万円		1 寿地区対策 1億5,554万円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	15億5,890万円		2 寿町総合労働福祉会館の再整備 3億9,035万円 新築基本設計・実施設計・地質調査、解体実施設計、仮設施設の整備・移転を行います。
差引	3億1,745万円		3 ホームレス等自立支援事業 4億1,601万円 ホームレス等の一定の住居を持たない生活困窮者に一時的な宿泊場所の提供や、生活相談等を通じ、自立に向けた支援を推進します。
本年度の財源内訳	国	8億9,430万円	4 中国残留邦人等援護対策事業 9億1,445万円
	県	-	
	その他	1億5,732万円	
	市費	8億2,473万円	

27	臨時福祉給付金業		事業内容 消費税率8%引き上げによる、低所得者への影響を緩和するための「簡素な給付措置」として、国の全額補助事業により、臨時福祉給付金を支給します。
本年度	40億581万円		1 臨時福祉給付金（事業費） 30億9,000万円 (1) 対象者数（推計） 約51.5万人 市民税が課税されない方 （課税者に扶養されている方は除きます。） (2) 給付額 1人 6,000円 （消費税率8%引き上げに伴う食料品支出額の増加分についての平成27年10月から1年分）
前年度	-		2 臨時福祉給付金（事務費） 9億1,581万円 臨時福祉給付金を支給するため、申請書発送、コールセンター及び事務処理センターの設置・運用、審査支給処理、広報等を行います。
差引	-		
本年度の財源内訳	国	40億581万円	
	県	-	
	その他	-	
	市費	-	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	事業内容 1 小児医療費助成事業<拡充> 80億5,278万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 27年10月から通院助成の対象を小学3年生まで拡大
本年度	97億9,618万円	(1) 0歳～小学3年生(入・通院) 243,122人
前年度	95億6,353万円	(2) 小学4年生～中学卒業(入院) 1,238件
差引	2億3,265万円	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 17億4,340万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
本年度の財源内訳	国	—
	県	26億129万円
	その他	2億8,689万円
	市費	69億800万円
		(1) 対象者(所得制限あり) ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 44,029人

29	後期高齢者医療事業(後期高齢者医療事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同して運営します。										
本年度	670億6,072万円	1 対象者 (1) 75歳以上の方 (2) 65～74歳の一定の障害のある方										
前年度	658億3,623万円	2 被保険者数 391,205人(前年度 380,745人)										
差引	12億2,449万円	3 自己負担 外来・入院ともに原則1割負担 (現役並み所得者は3割負担) ※所得に応じた月額の限度額あり										
本年度の財源内訳	国	—										
	県	—										
	保険料等	369億5,225万円										
	市費	301億847万円										
		4 公費負担割合										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </tbody> </table> ※支払基金・・・国保・社保の現役世代負担分	保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
保険料	支払基金	国	県	市								
10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6								
		5 保険料(26・27年度) ○保険料率は2年毎に広域連合で見直し 均等割額 42,580円(24・25年度 41,099円) 所得割率 8.30%(24・25年度 8.01%) 賦課限度額(年間) 57万円(24・25年度 55万円) ※低所得者及び被扶養者の保険料軽減措置有り										

30	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。																																								
	本年度	4,120億2,512万円	1 被保険者数 :883,500人 (前年度:924,400人) 世帯数 :549,900世帯 (前年度:563,900世帯)																																								
	前年度	3,690億2,789万円	2 一部負担金割合 原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は2割※(現役並み所得者は3割)。 ※平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた人は、特例により1割負担。																																								
	差引	429億9,723万円	3 出産育児一時金 :42万円/件。 葬祭費 :5万円/件。																																								
本年度の財源内訳	国	720億9,423万円	4 重複・頻回受診対策〈新規〉 同一疾病で複数の医療機関を受診する重複受診者及び同一医療機関への頻回受診者について指導を行い、医療費適正化を図ります。																																								
	県	190億5,325万円	5 特定健康診査・保健指導 (対象者:660,926人) 生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図ります。																																								
	その他	2,870億3,728万円																																									
	市費	338億4,036万円																																									
6 保険料 (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ 市費繰入項目：保険料対象費用額(医療給付費分・後期支援金分)の5.5% (2) 保険料賦課限度額 (1世帯あたりの最高限度額(年間)) ・医療給付費分:52万円(前年度:51万円)・後期支援金分:17万円(前年度:16万円) ・介護納付金分:16万円(前年度:14万円) ※政令改正に伴う限度額引き上げにより、中間所得者層の保険料負担の軽減効果があります。																																											
(3) 低所得者の保険料負担軽減の拡充 所得基準額を引き上げ、保険料均等割額の軽減対象者の拡充を行います。																																											
・5割軽減の所得基準額(世帯合計) $33万円 + 26万円$ (前年度:24.5万円) \times 世帯の被保険者数																																											
・2割軽減の所得基準額(世帯合計) $33万円 + 47万円$ (前年度:45万円) \times 世帯の被保険者数																																											
(4) 保険者支援制度の拡充 ※政令改正予定 国保財政への支援措置である保険者支援制度が拡充され、保険料額が軽減されます。																																											
(保険料率の比較)			※27年度は見込み料率。																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減</th> <th colspan="2">所得合計(例:3人世帯)</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円超～ 111万円以下</td> <td>33万円超～ 106.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>111万円超～ 174万円以下</td> <td>106.5万円超～ 168万円以下</td> </tr> </tbody> </table>						軽減	所得合計(例:3人世帯)		改正後	現行	5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 106.5万円以下	2割	111万円超～ 174万円以下	106.5万円超～ 168万円以下																								
軽減	所得合計(例:3人世帯)																																										
	改正後	現行																																									
5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 106.5万円以下																																									
2割	111万円超～ 174万円以下	106.5万円超～ 168万円以下																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">賦課割合</th> <th colspan="2">医療給付費分料率</th> <th colspan="2">後期支援金分料率</th> <th colspan="2">介護納付金分料率</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>31,040円</td> <td>6.29%</td> <td>10,270円</td> <td>2.09%</td> <td>12,440円</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>33,780円</td> <td>7.51%</td> <td>10,640円</td> <td>2.37%</td> <td>14,060円</td> <td>2.67%</td> </tr> </tbody> </table>							賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%	26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%
	賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率																																				
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割																																			
27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%																																			
26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%																																			
<27年度予算における1人あたり平均保険料額(医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計)> 120,679円(前年度130,648円)																																											
7 保険財政共同安定化事業 法令改正により、県内市町村国保の財政安定化のために行っている当事業の対象レセプトが、1件30万円超から1円以上に拡大されるため、拠出金・交付金ともに大幅に増額となります。																																											

V 健康で安全・安心な暮らしの支援

31	370万市民の健康づくりの推進		事業内容 「第2期健康横浜21」を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。
本年度	4億2,638万円		1 健康横浜21推進事業【中期】 8,511万円 第2期健康横浜21計画に掲げる、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらにはがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。
前年度	3億4,881万円		
差 引	7,757万円		
本年度の財源内訳	国	2,429万円	
	県	774万円	
	その他	3,847万円	
	市 費	3億5,588万円	
			2 よこはま健康アクション推進事業【中期】 2,801万円 市民の健康行動を誘発する魅力あるプロモーションや、企業と連携し、従業員や市民の健康づくりを後押しする取組、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。
			(1) 生活保護受給者等への健康支援 (2) 糖尿病等の重症化予防の推進 (3) シニアパワーが発揮される社会参加の環境づくり (4) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」の推進 (5) 企業と協働した市民の健康づくりの社会環境の整備 (6) 社会参加やつながりを通じた健康づくりの普及・啓発 (7) 健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの展開 (8) ヘルスデータを活用した効果的な健康づくり事業の推進
			3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】 3億715万円 市民が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。
			(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉 40歳以上の市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と共同で実施し、新たに7万人の参加者を募集します。 また、現役世代への取組を強化するため、対象を市内在勤者へ拡充し、事業者へ参加を働きかけます。
			(2) よこはま健康スタンプラリー事業 子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。
			(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲〉
			4 食育の推進【中期】 611万円 (1) 市民・関係団体・民間事業者と協働した、多様で効果的な食育プロモーションを引き続き実施するとともに、第2期横浜市食育推進計画を策定します。
			(2) よこはま食育イベントの開催〈新規〉 楽しみながら食育への関心が高められる市民向けイベントを定期的で開催し、市民への啓発を強化します。

32	がん検診事業	
本年度	40億5,038万円	
前年度	37億7,010万円	
差引	2億8,028万円	
本年度の財源内訳	国	3億8,914万円
	県	—
	その他	231万円
	市費	36億5,893万円

事業内容

がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診を、実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。【中期】

区分	対象	27年度	26年度
胃がん検診	40歳以上 (年度に1回)	65,000人	60,000人
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	65,000人	55,000人
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	115,000人	110,000人
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	70,000人	66,500人
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	145,000人	135,000人
PSA検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	66,000人	60,000人
計		526,000人	486,500人

1 各種がん検診の実施 30億9,218万円

市民の受診機会を確保するため、医療機関、区福祉保健センター等でがん検診を実施します。

(胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)

2 がん検診推進事業 2億2,659万円

特定の年齢の方に対して大腸がんの無料クーポン券等を送付することで、早期発見・早期治療の重要性を啓発し、受診率の向上を図ります。

〈対象年齢〉40・45・50・55・60歳(男女)

3 働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業 4億741万円

(1) 25年度未受診者へのクーポン券等送付

25年度の子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券対象者で当該年度に受診しなかった方に対して、再度無料クーポン券等を送付し、受診率の向上を図ります。

〈対象人数〉 子宮頸がん 約6.7万人、乳がん 約8.8万人

(2) 25年度受診者への受診勧奨

25年度の子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券対象者で当該年度に受診した方に対して、受診勧奨通知を送付し、定期的な受診につなげていきます。

〈対象人数〉 子宮頸がん 約1.9万人、乳がん 約1.9万人

4 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 1億4,428万円

(1) 検診開始年齢の方への受診勧奨

子宮頸がん検診の対象となる年齢(20歳)及び乳がん検診の対象となる年齢(40歳)の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。

〈対象人数〉 子宮頸がん 約1.7万人、乳がん 約3.3万人

(2) 精密検査未受診者への受診勧奨〈新規〉

がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。

5 受診勧奨通知の個別送付 1億7,992万円

罹患率の高い世代(60歳代)の方や20歳～60歳のうち国の補助事業の対象でない年齢の方に対して、受診勧奨通知を個別に送付し、受診率の向上を図ります。女性特有のがんについては、がん検診台帳システムを活用した効果的な受診勧奨を行います。

33	予 防 接 種 事 業	事業内容 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に 予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関に において実施します。 1 子どものための予防接種事業 73億5,328万円 四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、 ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合ワクチンな どの予防接種を引き続き実施します。																																	
本 年 度	89億1,419万円																																		
前 年 度	92億2,266万円																																		
差 引	△3億847万円																																		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	495万円																																	
	県	446万円																																	
	その他	1万円																																	
	市 費	89億477万円																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒブ</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>四種混合</td> <td>生後3か月～7歳半未満</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>BCG</td> <td>1歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻しん風しん混合</td> <td>1期 1歳</td> <td rowspan="2">2回</td> </tr> <tr> <td>2期 5歳～7歳未満※1</td> </tr> <tr> <td>水痘(水ぼうそう)</td> <td>1歳～2歳</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎※2</td> <td>1期 生後6か月～7歳半未満</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>2期 9歳～13歳未満</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>11歳～13歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防※3</td> <td>小6～高1相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで ※2 接種が完了していない方の内、生年月日が平成7年4月2日 から19年4月1日の間の方に限り、20歳未満まで接種可能 ※3 平成25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え</p>		ワクチン種類	対象者	接種回数	ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回	四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回	BCG	1歳未満	1回	麻しん風しん混合	1期 1歳	2回	2期 5歳～7歳未満※1	水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回	日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回	2期 9歳～13歳未満	二種混合	11歳～13歳未満	1回	子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回
ワクチン種類	対象者	接種回数																																	
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回																																	
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回																																	
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回																																	
BCG	1歳未満	1回																																	
麻しん風しん混合	1期 1歳	2回																																	
	2期 5歳～7歳未満※1																																		
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回																																	
日本脳炎※2	1期 生後6か月～7歳半未満	4回																																	
	2期 9歳～13歳未満																																		
二種混合	11歳～13歳未満	1回																																	
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回																																	
2 高齢者のための予防接種事業 15億2,417万円 (1) 肺炎球菌ワクチン 4億9,912万円 高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻み の対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチ ンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者(27年度に迎える年齢)</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人用肺炎球菌</td> <td>65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>		ワクチン種類	対象者(27年度に迎える年齢)	接種回数	成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳	1回																										
ワクチン種類	対象者(27年度に迎える年齢)	接種回数																																	
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳	1回																																	
(2) 季節性インフルエンザワクチン 10億2,505万円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、イン フルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。																																			
3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援事業 1,446万円 本市が実施した子宮頸がん予防ワクチン接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛 み等の症状を有し、日常生活に支障が生じている方が、症状と接種との因果関係が明らか とならない段階においても、現に症状を有している実態に即して適切な医療が受けられる よう支援します。																																			
4 風しん対策事業〈新規〉 2,228万円 「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、妊娠を希望・予定する女性と その配偶者を対象に、予防接種費用及び抗体検査費用の助成事業を実施します。																																			

34	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。 1 感染症・食中毒対策事業 2,691万円 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。 2 感染症発生動向調査事業〈拡充〉 4,957万円 デング熱対策として蚊のモニタリング調査を強化するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。 3 結核対策事業 2億5,485万円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。 4 エイズ・性感染症予防対策事業 6,163万円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 5 衛生研究所運営事業 2億2,658万円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。 6 衛生研究所再整備事業 4億8,000万円 旧衛生研究所（磯子区滝頭）の解体工事を実施します。
本年度	11億6,271万円		
前年度	36億3,595万円		
差 引	△24億7,324万円		
本年度の 財源内訳	国	1億9,372万円	
	県	4,485万円	
	その他	513万円	
	市費	9億1,901万円	

35	新型インフルエンザ 等対策事業		事業内容 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。
本年度	7,958万円		
前年度	9,595万円		
差 引	△1,637万円		
本年度の 財源内訳	国	74万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	7,884万円	

- 1 医療体制の確保等 7,900万円**
- (1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等に配付する個人用感染防護具等を備蓄します。
- (2) 感染防護機器等の資器材を整備し、帰国者・接触者外来の医療体制強化を図っていきます。
- (3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。
- (4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。
- 2 市民啓発の推進 58万円**
- 市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。

36	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 1,082万円 (1) 医療安全相談窓口の運営 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。 (2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会、安全管理者会議を開催します。また、市民向け啓発を行います。
本 年 度	4,954万円		2 薬務事業 1,512万円 (1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。 (2) 薬物乱用防止啓発等〈拡充〉 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を一層強化します。 (3) 医療法人に係る認可及び届出指導を行います。 (4) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
前 年 度	4,656万円		
差 引	298万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	3,405万円	
	市 費	1,549万円	
			3 医療指導事業 2,360万円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

37	放射線対策推進事業		事業内容 市民の安全・安心を確保するため、適切かつ効果的に放射線対策を講じていきます。 食品中の放射性物質対策としては、市内流通食品等や小学校給食食材の検査などについて対応し、それらの検査情報などを市民へわかりやすく迅速に提供します。
本 年 度	2,806万円		1 市内流通食品等検査事業 2,173万円 水産物や乳児用食品・牛乳等に重点を置きつつ、市内産農畜水産物、中央卸売市場流通食品、及び市内量販店流通食品などについて、これまで行われてきた本市や他都市における検査での検出状況を踏まえて効果的に検査を実施します。
前 年 度	5,060万円		
差 引	△2,254万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,806万円	
	市 費	—	
			2 食肉市場での牛の全頭検査事業 397万円 横浜市中央卸売市場食肉市場へ出荷される牛の全頭検査を実施します。
			3 放射線対策推進費 236万円 放射線に対する不安を解消するため、ホームページ等を活用して、市民への情報提供を行います。

38	食の安全確保事業		事業内容 食中毒や違反食品の流通を防止するために食品関係施設への監視指導や検査を行い、食の安全を確保します。
本年度	2億6,308万円		1 食品衛生監視指導等事業 4,590万円 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前年度	2億5,398万円		
差引	910万円		
本年度の財源内訳	国	307万円	
	県	—	
	その他	1億8,668万円	
	市費	7,333万円	
			2 食の安全強化対策事業 8,297万円 (1) カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒を予防するため、施設の監視指導及び検査両面から対策を実施します。 また、アレルギー原因物質の検査、遺伝子組換え食品の検査、農畜水産物等を対象にした残留農薬や動物用医薬品の検査を実施し、危害防止や違反食品の排除を図ります。 (2) 穀類・豆類等を対象に、強い発がん性物質であるカビ毒の検査を実施し、違反食品の流通を防止します。〈新規〉
			3 市場衛生検査所運営事業 1億3,421万円 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。 なお、平成27年3月をもって南部市場が廃止されることに伴い、南部市場食品衛生検査所を閉所します。

39	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可についても厳格な審査を行います。
本年度	7,521万円		1 環境衛生監視指導事業 768万円 ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等環境営業施設の衛生を確保するため、監視指導や水質検査等を実施します。 また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い、墓地の許可事務を適切に実施します。
前年度	7,712万円		
差引	△191万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	966万円	
	市費	6,555万円	
			2 建築物衛生対策事業 887万円 レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や給湯設備、循環式浴槽等の設備の日常管理について、施設管理者等に適正な維持管理手法を周知し、指導を行います。
			3 災害時生活用水確保事業 416万円 災害応急用井戸の新たな指定と簡易水質検査を実施します。

40	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指します。 1 動物愛護センター運営事業 2,996万円 動物愛護センターは動物行政の拠点であるとともに犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民活動を支援する地域交流の場としても活用します。 2 動物愛護普及啓発事業 3,815万円 適正飼育の普及啓発事業を実施します。また、猫の不妊去勢手術及び犬猫のマイクロチップ装着推進のために費用の一部を助成します。 3 動物保護管理事業 6,507万円 市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、飼い主が不明の犬・猫及び傷病動物の保護収容業務等を行います。保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。 4 狂犬病予防事業〈拡充〉 5,414万円 27年度から犬の登録及び鑑札の交付や予防注射をした際の注射済票の交付を市内動物病院等でも行えるよう事業を拡充し、犬の登録率と注射の接種率の向上を図ります。 5 動物愛護センター整備事業 5,997万円 動物愛護センターの周辺環境を整備します。
本年度	2億4,729万円		
前年度	1億7,869万円		
差引	6,860万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億2,579万円	
	市費	1億2,150万円	

41	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 公害健康被害者対策事業(一般会計) 6億2,539万円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 2 石綿健康被害対策事業(一般会計) 1,407万円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 5,891万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本年度	6億9,837万円		
前年度	7億1,457万円		
差引	△1,620万円		
本年度の財源内訳	国	3,808万円	
	県	—	
	その他	6億4,640万円	
	市費	1,389万円	

42	斎場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容
	本 年 度	21億6,064万円	1 斎場運営事業 15億1,786万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4斎場の管理運営を行います。 2 民営斎場使用料補助事業 2,887万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 (補助金額：16,000円/件) 3 墓地霊堂事業 3億3,664万円 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、26年度に引き続き未使用区画の再募集(日野公園墓地 墳墓地 300区画ほかを予定)を行います。 4 メモリアルグリーン事業 1億347万円 メモリアルグリーンの管理運営を行います。 5 市営墓地整備事業【中期】〈拡充〉 1億6,900万円 (1) 日野公園墓地において、納骨堂整備に向けた実施設計を行うとともに、造成工事に着手します。 (2) 舞岡リサーチパーク跡地において、公園型の墓園整備に向けた基本設計を行います。 6 災害時用資機材確保事業 480万円 大規模災害による多数遺体の発生に備えるため、各区遺体安置所指定施設で必要な資機材を確保します。
	前 年 度	19億6,735万円	
	差 引	1億9,329万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	12億2,614万円	
	市 費	9億3,450万円	

横浜市社会福祉協議会に対する損失補償の設定

民間社会福祉施設の整備に必要な資金について、横浜市社会福祉協議会が金融機関から資金を調達し、施設整備を行う法人に貸付を行っています。金融機関からの借入に際して必要となる損失補償を行います。

27年度変更後額：204億2,500万円(26年度設定額216億2,600万円)

変更後の期間：平成27年度～平成52年度

1 団体の概要

<事業目的> 地域住民の参加を促進し、社会福祉事業の健全な発達及び福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

<設 立> 昭和28年2月5日(会長 佐々木寛志)

<基 本 金> 300万円(市出資額0円)

2 団体の経営状況

H24年度決算 純資産増減 △6,093万円(一般会計△4,265万円 公益事業会計△1,828万円)

H25年度決算 純資産増減 △3,383万円(一般会計△2,212万円 公益事業会計△1,171万円)

3 借入資金の使途

民間の社会福祉施設整備に必要な資金の融資のため

(1) 社会福祉事業振興資金(平成26年度をもって募集終了)

(2) 民間社会福祉施設特定資金(平成21年度をもって募集終了)

4 損失補償を行う特別な理由・必要性

社会福祉施設の整備にあたり社会福祉法人が借入れを行う際に、事業の性質上、金融機関が抵当権を設定することが難しいことから、本市の損失補償が必要です。

5 対象債務の返済の見通しとその確実性

介護保険収入、補助金収入等、安定した収入があり返済を見込める施設整備について融資しています。

外郭団体関連予算一覧

【歳出】

(単位：千円)

団体名	区分	27年度	26年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	69,598	73,323	△ 3,725	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	41,508	41,568	△ 60	① 寿生活館の管理
	計	111,106	114,891	△ 3,785	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,885,297	5,338,082	△ 452,785	
	委託料	1,453,263	1,383,955	69,308	
	計	6,338,560	6,722,037	△ 383,477	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,462,095	1,489,975	△ 27,880	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,313,499	1,254,553	58,946	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,775,594	2,744,528	31,066	
障害者支援センター	補助金	3,423,202	3,848,107	△ 424,905	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	139,764	129,402	10,362	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,562,966	3,977,509	△ 414,543	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,634,644	2,628,670	5,974	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,634,644	2,628,670	5,974	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	5,814	4,786	1,028	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	927,258	925,364	1,894	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	933,072	930,150	2,922	
合計		10,017,382	10,395,748	△ 378,366	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし